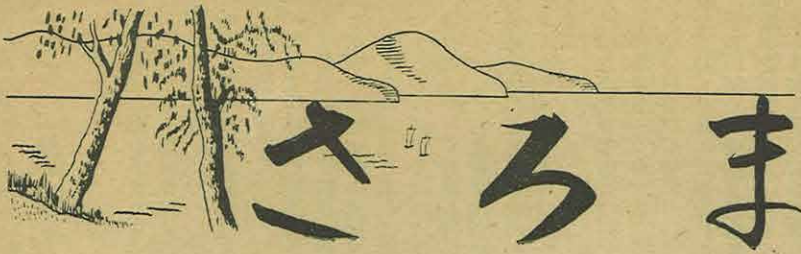


37. 5. 15 発行
 発行人 船木長一郎
 佐呂間町長
 編集人
 庶務課 庶務係
 印刷人 印刷
 佐呂間印刷

世帯数 2,784
 人口 15,530
 男 7,797
 女 7,733
 4月末住民登録人口

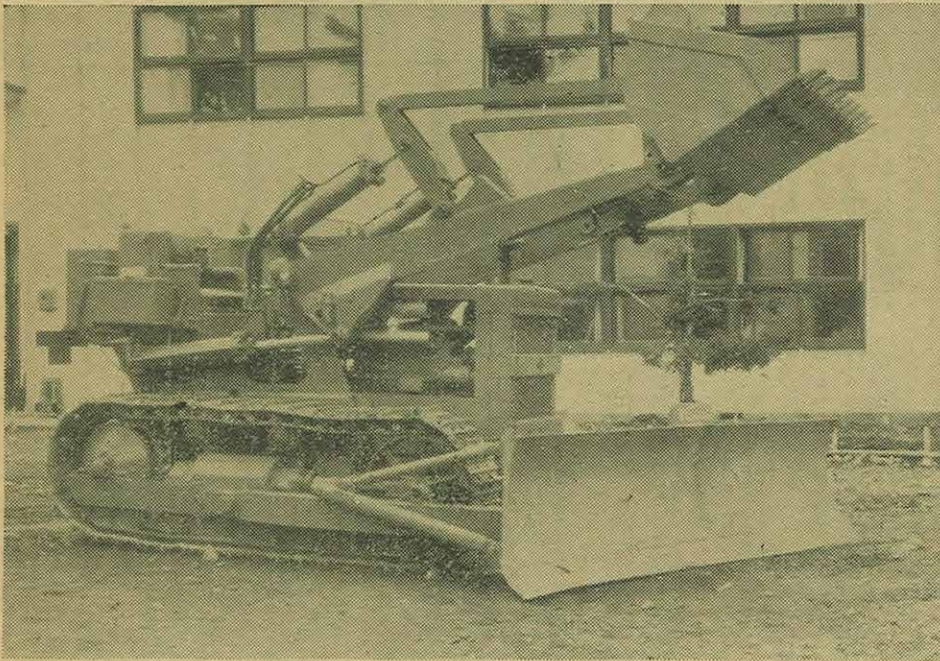


ドーザーシヨベル購入

— 土木事業に威力を発揮 —

町ではかねて議会の議決を得て
 発注しておりましたD五〇SDー
 ザーシヨベルが去る四月十九日到
 着しました。これは前の町有ブル
 ドーザーに替り購入したもので、
 バケット装置を備え土砂の掘削、
 積込が出来、前年購入した大型六
 輪タンク車と共に大いに土木事業
 に威力を発揮するものと思えます
 以下簡単に価格性能等をおしらせ
 します。

一、名称 小松D五〇SDーザー
 シヨベル
 二、価格 五六〇万円



地域ぐるみで：

美しい豊かな生活環境を！！

三、重量 約十一屯
 四、バケット装置
 平積 一、二㎡
 山積 一、五㎡
 積込高 二、六米

五、掘削深 三〇cm
 掘削機 油圧装置
 土工板 巾三、三米
 高さ八五cm

昨年、明るい、美しい、豊かな
 生活環境をつくるため、佐呂間町
 新生活運動推進協議会が「花いつ
 ぱい運動」を呼びかけて参りまし
 たところ町内各所で美しい色とり
 どりの花だんが見受けられ私達の
 生活に「うるおい」を与えて呉れ
 たことは誠に喜びに堪えません
 昔から「花を愛する者に悪人なし
 」「花は人と人の心を結ぶ」な
 ど、花によるうるわしい話がたく
 さんあります。花を好み花を愛す
 る気持は誰でもあるわけで、私達
 は花によつて慰められ花によつて
 明日への希望が与えられたことも
 しばしばあります。

本年も昨年に引き続いて「花いつ
 ぱい運動」を展開し皆さんの参加
 を求めて町中を花で埋め、美しい
 明るい、豊かな生活環境をつくる
 ことにしましたので各御家庭でも
 家族全員が協力し合つて僅かの空
 地でも有効に生かし花を植えるこ
 とに致しましょう。

又、官公署や学校、病院、商店
 等人の多く集まる場所では固定花だ
 んか移動花だんを是非設けていた
 だくようお願いします。

尚新生活運動協議会ではこの運
 動を一層強くすすめるためモデル
 移動花だんを市街地区に設ける計
 画をして居りますので参考にせら
 れると共に、この運動に全町民が
 参加し私達の佐呂間町を美しい住
 みよい街に致しましょう。

ユースホステル

富武士浜に建設

サロマ湖に訪づれる観光客も年
 々増加しています。

昨年町では、これら観光客の宿
 泊施設として、原始林に包まれた
 雄壮明媚なビラオロ台にビラオロ
 荘を建て利用を図つてまいまし
 たところ、本年財団法人日本ユース
 ホステル協会に於て青少年が自
 力により簡素な野外旅行活動を通
 じて国内外の地理風物文化歴史及
 び各産業等各方面の知識を広める
 ための必要な施設として、この程
 ユースホステルの建築がきまり七
 月頃から使用開始されるものと思
 います。

ビラオロ荘についても観光シー
 ズンがまわりましたので、五月下
 旬より利用者の便を図つておりま
 すので御知らせいたします。

尚ユースホステルの施設概要は
 おゝむね次のとおりです。

坪数 六八坪
 宿泊室 二〇坪

昭和三十七年度 体育協会事業 きまる

- | | | |
|---------|-------------|-------|
| 一、野球部 | △春季野球大会 | 五月上旬 |
| | △春季奉納大会 | 六月下旬 |
| | △リーグ戦 | 七、八月 |
| | △秋季野球大会 | 九月中旬 |
| | △グラウンド納め | 十月上旬 |
| | △地区大会出場 | 七月中旬 |
| | △招待野球大会 | 七月下旬 |
| 二、陸上競技部 | | |
| | △町民運動会 | 七月十五日 |
| 三、卓球部 | | |
| | △春季卓球大会 | 五月下旬 |
| | △秋季 | 十一月下旬 |
| | △地区大会出場 | |
| 四、柔道部 | | |
| | △全町柔道大会 | 十一月中旬 |
| | △秋季奉納 | 九月下旬 |
| 五、剣道部 | | |
| | △春季奉納試合 | 六月下旬 |
| | △秋季 | 九月中旬 |
| | △全町剣道大会 | 十一月中旬 |
| | △地区大会出場 | |
| 六、球技部 | | |
| | △全町ソフトボール大会 | 八月中旬 |
| 七、スキー部 | | |
| | △全町スキー大会 | 二月中旬 |
| | △技術講習会 | 一月下旬 |
| 八、スケート部 | | |
| | △全町スケート大会 | 二月上旬 |
| | △技術講習会 | 一月 |

農業就業構造改善対策推進

農業労働力調整協賛

農業委員会は国の方針として昭和三十六年度より農業就業構造改善対策事業を進めることとなり、このため本町に農業労働力調整協議会を設置致しました。

この協議会は本町の農業に於ける基幹労働力の確保を図りつつ他産業に就職を希望する農業従事者及びその家族が適当な職業につく事ができるようにするため次に掲げる諸事項について協議を行い、農業基本法に示す農業構造の改善近代的经营体の創設に最大のねらいをおくものであります。主な事業内容は

- (一) 労働力の需要事情について資料を集め意見を交換する。
- (二) 労働力の供給事情について資料を整理し意見の交換を行う。
- (三) 農業労働力の現状見通しをたて意見を交換する。
- (四) 他産業就業希望者の対策について協議する。
- (五) 新卒者の就職対策について協議する。
- (六) 農繁期の労働力対策を協議する。
- (七) 農閑期労働力の就業対策を協議する。
- (八) 近代的经营者の養成確保農業教育等の問題について協議する。
- (九) 雇用機会の増大についての協議等でありまして、これらの協議検討に当つては、地域的な特色を明らかにし、随時新政策の具体化に適応する様配慮することと致して居ります。

尚本協議会は本年度の農繁期の

労働力対策として、本町農業労働者受入協議会と協議し労働者を必要とする農家の届出制農業労働者の求人開拓協力員制(すでに受入協議会により調査が実施されている)の採用賃金の協定を図ることと致しました。

この協定賃金についてはすでに農業労働者受入協議会から通知のあつた事と存じますが、労働時間は午前七時三十分から午後五時三十分までで、田植、甜菜間引きが五百五十円、水田除草五百円、その他四百七十円。時間超過賃金並びに福利については協議中。

昼食本人持参、車馬賃実費支給の外間食代は一人当り一日三十円以内とすることと致しましたので御承知願います。

委員名次の通り

会長 伊藤太郎(農委会会長)

委員 山内弥太郎(農委会代理)

中原景男(農委特別委員)

宮崎正義(町産業課長)

田中好一(町民生課長)

大野忠男(北見職業安定所長)

鈴木 諄(町教育委員会教育長)

石河 勇(佐呂間中学校長)

山内春芳(佐呂間商工会長)

西田要造(佐呂間農協組合長)

片岡丑治(若佐農協組合長)

久米田鶴夫(佐呂間農同委員長)

森永武男(農業改良普及所長)

火入れは許可を受けてから



住民一人一人が火の元に注意を!!

火災は時期を問はず発生しており、殊に最近各地に発生している火災は尊い人命を奪つております。私達は色々なマスコミケーションを通じ「火の元」には充分注意を、或は「奥様火の元をもう一度」等常に意識の啓発を促がされて居るわけであり、火災危険期に遭遇すると色々な場所の赤い四文字が目につきます。確かに火災は恐ろしく、そして常に注意を要するものと考えております併しその注意意識を如何に具体的実践を図るか極めて重要な課題となりますが、前述の様に、私達の周囲には様々なものを通じ火災予防意識の造成を呼びかけており住民全体の意識的力でお互の生命財産を守る運動が展開されているわけであり、たゞ此処で考え

たいのは私達の毎日の生活を通じ「火の用心」はマンネリズム化して

焼失棟数七件(そのうち住宅二件)畜舎四件、その他一件でありその原因は、カマド、コタツ、コンロ等に起因するものが五件を数えております。前述の様に「火の用心」の四つの文字は、これ等の設備と利用に細心の注意と点検を怠るなど警鐘を鳴らしているものであります。過般四月十六日(二十六日)まで町と消防団の共催で本年度第一回火災予防意識啓発運動を展開し町内数ヶ所に於いて映画会を開催し住民に協力を求めた趣旨もここにあらわす。本年度も既に六件(内山火一件)の火災が発生しております。愈々危険期を迎えましたどうか住民の一人一人が最善の注意を、財産を守る様に一層の御努力をお願いいたします。

青少年の善行を讃えましょう

先日本年度才一回の佐呂間地区青少年問題協議会を開催し、次のようなことが、協議決定されました。

本年特に取り上げた問題は、青少年の善行行為を観察することと発見することであり、青少年の正しい成長は、勿論非行少年の悪行行為を正しくすることも大切であります。反面これら青少年の善行行為を発見して地域住民みんながこの善行を発見して地域住民みんながこの善行を讃えてやることも、もつとも大切なことであり、これによつて非行を防止する側面的な予防ともなる訳です。その地域地域によつて、善行行為の多少はありますが、青少年は青少年なりに自からの意識で善行

を指向し活動している事実を積極的に讃えてやり、大人の方から青少年の善行を引き出す様にしてやらなければなりません。

さて今年の主なる事業は、本地区各種団体を通じ青少年の健全育成に対する深い理解と協力をしてこの運動に対する自発的実践力の推進、又健康の維持増進、親子の融和な常識の結合を図るため小地域対抗、親子ソフトボール大会の開催、更に青少年の自覚意識啓発の為、毎月一回公民館で映画会、講話会を開催し、講話会は映画会都度の時期に最も適した話題を出し自覚意識の啓発と昂揚を図る。又昨年新設した児童遊園地の遊具の整備、小地域ぐるみ親子学級の組織化を推奨する。次に前述した青少年の善行を讃える運動を行い明るい青少年を育成する。

一、善行を讃える方法

- 1 校外活動の善行行為者
- 2 地域ぐるみ(町内、農事組合単位)で善行青少年と思われるもの
- 3 これ等の善行青少年と思われる者についてはその都度自治会、婦人会、青年団等の組織を通じて会長に知せて下さる。

二、善行賞及び善行青少年パッチの附与

1 お知らせのあつた善行青少年には協議会で協議決定し善行賞及びパッチを附与します。最後に親の反省研修講話会を開催し、青少年の健全な生活、社会環境を創り出す為、親の反省と理解を促して積極的なグループ活動の推奨を図りたいと思ひます。町民各位の深い理解を願ひます。

国民年金保険料 (昭和三十七年度分)

免除申請は五月末日までに
 手続をして下さい

国民年金保険料の納付が開始されてより二年目に入りましたが本制度も逐年改善が加えられて将来に明るい希望が感じられます。

り免除申請の受付を実施いたします。対象者は必ず期日厳守して手続にお出下さい。

なおこの期日までに手続をなさらないと本年の四月から、免除することが出来なくなりますので、特に御注意下さい。

一、免除を受けることのできる条件

イ 本人又は家族が生活保護法による医療扶助の単給を受けていること。

イ 本人又は家族が生活保護法による医療扶助の単給を受けていること。

保険料免除申請受付日程表

部 落 名	日	時 場	所
共 立	5月25日	午前8時—午前11時	共 立 青 年 研 修 所
大 成	5月25日	正 午—午後4時	大 成 民 小 学 校
木 佐	5月26日	午前9時—正 午	木 佐 支 所
啓 生	5月28日	午前9時—正 午	啓 生 小 学 校
中 園	5月28日	午後1時—午後4時30分	中 園 支 所
武 富	5月29日	午前9時—午前11時	武 富 公 民 館
朝 知	5月29日	正 午—午後2時	朝 知 公 民 館
仁 倉	5月30日	午後3時—午後5時	仁 倉 公 民 館
佐 呂	5月30日	午前9時30分—正 午	佐 呂 支 所
浜 幌	5月31日	午前9時30分—正 午	浜 幌 小 学 校
浪 速	5月31日	午後1時—午後3時	浪 速 支 所
武 士	6月1日	午後3時30分—午後5時	武 士 支 所
富 里	6月1日	午前8時—午前11時	富 里 支 所
若 里	6月1日	午後1時—午後2時30分	若 里 支 所
市 街	6月4日	午後3時—午後5時	市 街 支 所
西 富	6月4日	午前9時—正 午	西 富 支 所
	6月4日	午後1時—午後5時	

昭和三十六年度の純所得が次に該当すること。

二人の場合 一年間の純所得 九九、四一五円以下
 五人の場合 一年間の純所得 一五四、〇〇〇円以下
 八人の場合 一年間の純所得 一九五、四三二円以下

以上のほか家族中に前年中に医療費を五、〇〇〇円以上支払った場合はこの医療費についても考慮されます。

ハ 免除申請に必要なもの。

国民年金手帳
 印鑑

農地相談室

分家している子または同一世帯内の未成年者への生前贈与は

「問」最近、次のような問題が相次いで発生していますのでその処理方法について御指導願います。

(一) 均分相続を防ぐため世帯主(所有者)が子供に生前贈与しようとする場合。

(2) 同一世帯内にある未成年の子には自由に贈与できず、親権者や法定代理人として贈与することができないか。

(三) 親権者がその子の所有する農地を第三者に売却する場合、民法の規定により特別代理人の選任を要すると考えるが、知事の許可を得る場合の手続はどうすればよい

町民運動会は

七月十五日に開催

町体育協会では四月二十六日に役員会を開いて本年度の行事計画等について協議しましたが、町民運動会は七月十五日(日曜日)佐呂間中学校庭において開催することに決定しました。詳細については其のうち自治会長会議を開いて打合せしますが、各自治会にお

きましては部落行事等が当日重ならない様今から考慮して、町民の体位向上と親睦を目的として開催される年に一度のこの運動会に全部落が参加する様希望します。

(佐呂間町 体育協会)

事故ゼロの願いはひとつ500万

交通安全道民運動



当する場合なら、この点については支障がありません。

しかし、所有者と分家しているその子との間に、適法に賃貸借が成立している場合ならば、もしその子が法第三条二項各号のいずれか(一号を除く)に該当するということ理

由で贈与が許可にならないために将来その農地が他の相続人の所有に帰属するような事態が起つてもその子の賃借権は法二〇条によつて保護されており、その子、耕作を将来に向つて継続することができるとする(その農地をその子が単独で相続することになれば、その子の賃借権は混同によつて消滅するのはもちろんです)。

(2) 未成年者であっても、農業に精進する見込があれば、農地を取得することは農地法三条二項二号(取得しようとするものが耕作の事業を行わないと認められる場合)の規定に抵触するといえませんが、ご質問の場合のように幼児で受贈者自身とて農業に精進する見込のない者であることが明確

である場合には、知事は許可すべきでないと考えられます。

また、贈与を受諾する行為(単に権利を得る行為)は、未成年者自身でできませんが、意思能力もない幼児であれば、手続上は、親権者が法定代理人となつて贈与を受ける許可申請をすることになるので(前記のとおり、許可は不適当と考えますが)。

(三) 質問の場合は、民法八二六条一項のいわゆる利益相反行為には該当しませんが、特別代理人の選任を求める必要はないと思えます。(ただ、親権者が自分の債権者に子の不動産を売却して代金の一部を債務の弁済にあてる場合は利益相反行為とみられています)。

なお、親権者や代理人が農地法の規定によつて許可申請書を提出する場合には、親権、代理権を証する書面(戸籍謄本、特別代理人選定に関する審判書等)を添付して申請する必要があります。

◎ 退職

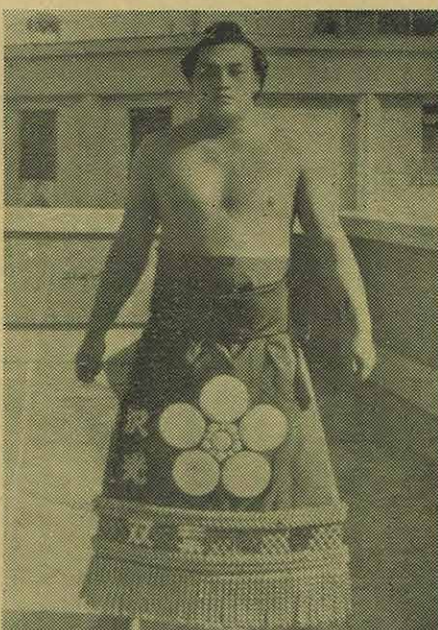
◎ 転出

◎新採用

◎ 転入

佐呂間小門崎幸次（栄小）〃植田
澄子（女満別大成小）〃池田信義
（斜里町川上小）知来小五十嵐信
雄（丸瀬布小）〃吉田京子（雄武

一可尺亡月丘形



本年一月、牧場所において十勝五負の好成績を以つて十兩東八枚目に昇進した郷土出身力士沢光閔の郷土後援会の結成につきましては先に町広報をもつて御案内を兼ねお願い申し上げてありましたが、過般発起人会を開催し諸般の準備を整えておりますが、差し当つて十兩昇進を機会に化粧まわしを贈り本町唯一人の出身力士沢光閔の今後の健斗努力を声援し佐呂間町の誇り得る力士となる様鞭達致したいと存じます。

つきましてはこのことについて各自治会長を通じ各位に御寄附をお願い致しましたので趣旨に御賛同の上応分の御寄附を贈ります様おねがい申し上げます。

沢光郷土後援会

お願
い

四月三十日まで

御出産おめでとう

御結婚おめでとう

弘内	嶋本	桜井	高田	山下	惣田	峇藤ケエ子	中野	山添	佐藤	松田	若原
寿美	浩	信子	勇	芳栄	幸教	清	清	信枝	衛一	豐子	清
"	永代町	"	永代町	"	仁倉	"	浜佐呂間	仁倉	宮前町	東	栃木

海老名 登	大山 正恵	宇佐美不二夫	渡井 伴子	堀切 義一	遠藤ミヨ子	小林 勝	坂本みゆき	平川 利夫	滝口 節子	川滝 一磨	小松 和恵	黒沢美知男	北川トシ子	船戸 智昭	大塚 才子	飯沢 孝雄	夷塚 一子	沼本 隆光	瀬下 静恵	倉兼 岩雄	石沢 輝子	池田 司郎	遠藤 照子	松下 治	菊地 末子
知	"	永代町	宮前町	浜佐呂間	"	幸町	北	仁倉	"	北	若里	知来	"	永代町	宮前町	幌岩	浜佐呂間	西富	栃木	知来	"	永代町	"	川西	富武士

お悔み申し上げます